



地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり

# 三重県議会議員 長田たかひさ

## 県政レポート

2017年7月  
No.34



事務所  
〒519-0124 亀山市東御幸町233-2  
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775  
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等  
●防災県土整備企業 常任委員会 委員(防災対策部、県土整備部、企業庁の所管及びこれに関連すること)  
●予算決算常任委員会 委員(予算、決算及びこれに関連すること)  
●広聴広報会議 委員  
●サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会 委員  
●選挙区調査特別委員会 委員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

### 平成29年定例会(4月～6月)から

#### 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

※条例改正の概要

農地法に基づく農地転用許可等について、農地法の一部改正により、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)が、都道府県に代わり農地転用許可等を行うことができるようになった。津市、松阪市など14市町の指定(平成28年6月1日及び平成28年10月1日)につづいて、四日市市、亀山市及び多気町の2市1町が指定(平成29年4月1日)された。これに伴い、「三重県の事務処理の特例に関する条例」を改正する。

#### 農地転用許可等に係る権限移譲について(概要)

- 農地転用許可等に係る権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲
  - ・2～4haの農地転用に係る国との協議は廃止
  - ・4ha超の農地転用に係る権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村にあつては指定市町村)に移譲
  - ・農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

#### 農地転用許可権限の市町への移譲に関する取組状況図

平成29年4月1日現在



- 指定市町村【8市9町】
- ▨ 転用許可事務(2ha以下)の移譲市町村【2市】
- 転用許可事務未移譲市町村【4市6町】

許可権者	改正前		改正後	
	国	都道府県(国協議)	都道府県(国協議)	都道府県
許可権者	4ha超	4ha以下 2ha超	4ha以下 2ha超	2ha以下
	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県

## Information ①平成29年度亀山地区新規事業箇所



① 野登橋橋梁修繕事業 (辺法寺町)



② 鈴国橋橋梁耐震対策事業 (和田町)



③ 萩野橋橋梁修繕事業 (田茂町)



④ 金場トンネル修繕事業 (関町金場)



⑤ 自然災害防止事業 (加太板屋字西鳥越)



⑥ 「みえ森と緑の県民税」土砂・流木緊急除去事業 (加太板屋字千代が萩)



※予定箇所付近の写真のため、ピンポイントの写真ではありません。



⑦ 「みえ森と緑の県民税」災害緩衝林整備事業 (加太神武字奥平)

# Information ②「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」7月1日運用開始

## 1. 策定の背景

- 平成 24 年 7 月 再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入され、太陽光発電施設の導入が急速に進み、特に大規模な太陽光発電施設の設置に対し、景観、防災、自然環境との調和が地域課題として顕在化
- 平成 29 年 3 月 国が「事業計画策定ガイドライン」を策定
- 平成 29 年 4 月 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正施行（改正FIT法）

参考 調達価格の見直し（電源種別：太陽光）

調達区分	1kWhあたりの調達価格					
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
10kW未満	出力制御対応機器設置義務なし	42円	31円	28円	26円	24円
	出力制御対応機器設置義務あり		33円	30円	28円	26円
10kW以上 2MW未満	※H28年度までは「10kW以上」 として区分	40円	24円	21円	未定	
2MW以上				入札制度により決定 ※平成29年度秋実施予定		

## 2. 目的

- ＜安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正導入＞
- 計画の早い段階からの地域住民への情報提供
- 関係法令、条例の遵守
- 十分な考慮の上、土地の選定等を行うことが必要な区域の設定

## 3. 対象施設

- 設備 FIT法に基づき再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う太陽光発電施設（※本ガイドライン施行以前の施設についても対象（一部事項除く））
- 設置場所 三重県内（隣接府県にまたがる場合を含む）
- 施設規模 出力50kW以上（建築物に設置されるものを除く）

参考

50kWの発電システムに必要な面積は、500㎡程度となります。おおよその目安として、1kWあたり10㎡の面積が必要です。

- 市町が独自に条例、指導要綱、ガイドライン等を定めている場合、本ガイドラインは原則、適用外

## 4. 事業者が実施する遵守事項、推奨事項

### ① 企画立案時

- 土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続
  - 関係法令、条例（※1）の遵守
    - ※1 自然公園法（条例）、自然環境保全法（条例）、三重県水源地域の保全に関する条例、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、鳥獣保護管理法、景観法（三重県景観づくり条例）、河川法、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、砂防法（砂防指定地等管理条例）、地すべり防止法、急傾斜地崩落防止法、都市計画法、生産緑地法、文化財保護法（文化財保護条例）、世界遺産条約（景観保護条例）
  - 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画を策定
    - ※ 関係法令等の規制がない区域であっても、地域住民の生活環境に直接影響がある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を実施
- 地域との関係構築
  - 県への相談（ガイドラインに係る確認・相談、事業概要書の提出）
  - 市町への相談（事業概要書の提出、地域住民の範囲、説明会開催等）
  - 地域住民とのコミュニケーション（事業計画作成の初期段階）

### ② 設計・施工時

- 土地、発電設備の設計（関係法令等遵守、防災、環境保全、景観保全考慮）
- 施工（関係法令等の規定に従った施工、資材、廃棄物等の適切な処理）
- 周辺環境への配慮（反射光等を考慮した措置、標識（全ての太陽光）の掲示）

### ③ 運用・管理時

- 保守点検・維持管理（計画に則った保守点検、維持管理の実施）
- 非常時の対処（地域への被害が発生する場合等は市町等へ連絡、拡大防止措置）
- 周辺環境への配慮（雑草の繁茂等への対応、計画策定段階で予期しなかった問題への対処）

### ④ 撤去・処分時

- 撤去・処分等（関係法令等の遵守、速やかな撤去）
- 廃止届の提出（国への廃止届の写しを県、市町に提出）

## 5. 県、市町の役割

### ① 県の役割

- ガイドラインの周知
- 事業者からの相談への対応
  - 関係法令等で規定される必要な措置や手続きの相談対応、本ガイドラインの説明
  - 事業者からの「事業概要書」の受け取り
- 事業者が国に提出した「廃止届」の写しの受け取り
- 関係法令等の違反が疑われる場合には、市町と情報共有を図り、連携して対応するとともに、FIT法に基づく指導・助言、改善命令、認定の取消しの措置について、国に相談
  - ★不適切案件の概要と地域住民等からの相談件数等を定期的にホームページ上で公表

### ② 市町の役割

- 事業者からの相談への対応
  - 関係法令等で規定される必要な措置や手続きの相談対応
  - 事業者からの「事業概要書」の受け取り
  - 地域住民の範囲や住民説明会開催などへの相談対応
- 事業者が国に提出した「廃止届」の写しの受け取り

### ◆県政報告会を行っています

539回	3月26日	上原公民館	545回	4月25日	堂坂集落センター	551回	5月28日	名越公民館	557回	6月17日	能褒野町公民館
540回	3月26日	ひとみヶ丘集会所	546回	4月26日	柴崎公民館	552回	6月03日	太田宮農研修センター	558回	6月18日	刃法寺宮農組合集会所
541回	4月01日	本町地区コミュニティセンター	547回	5月07日	井田川地区北コミュニティセンター	553回	6月04日	白木一色公民館	559回	6月24日	池山公民館
542回	4月08日	森公民館	548回	5月13日	町公民館	554回	6月04日	坂本生活改善センター	560回	6月25日	安楽公民館
543回	4月09日	上野町公民館	549回	5月14日	田村町公民館	555回	6月10日	阿野田公民館			
544回	4月23日	井田川町公民館	550回	5月21日	一色公民館	556回	6月11日	平尾自治センター			